

## (2) 課税対象とならない軽油に関する調

区	分	免税軽油使用者数等	数量 ( k L )
法第144条の5関係 (国外消費または 二重課税排除の ための課税免除)	輸 出	0	0
	課 税 済	37	36,098
	<b>小 計 (A)</b>	<b>37</b>	<b>36,098</b>
法附則第12条の2の7第 1項関係 (用途による課税免除)	船 舶	769	4,323
	自衛隊(機械等)	0	0
	鉄道車両または軌道車両	0	0
	農 業 等	5,017	5,293
	林 業 等	14	748
	セメント製品製造業 (生コンクリート製造業を除く)	15	231
	生コンクリート製造業	0	0
	鉱物の採掘事業	29	4,402
	とび・土木工事業	11	576
	鉱さいバラス製造業	0	0
	港湾運送業	6	427
	倉庫業	1	1
	貨物運送取扱事業等	0	0
	航空運送サービス業	0	0
	廃棄物処理事業	7	130
	木材加工業	15	560
	木材市場業	4	53
	たい肥製造業	0	0
	索道事業	4	105
	<b>小 計 (B)</b>	<b>5,892</b>	<b>16,849</b>
	アメリカ合衆国軍隊関係 (C)	1	3
外国公館等の暖房用ボイラー関係 (D)	0	0	
<b>合計 (A)+(B)+(C)+(D)</b>	<b>5,930</b>	<b>52,950</b>	

(注)法附則第12条の2の7第1項関係の「免税軽油使用者数等」欄には、令和6年2月末日現在の免税軽油使用者数を記載した。